

原 著

P. ポピノーの優生断種構想における対象論 —カリフォルニア州に関する研究（1927-30）を中心に—

曹 周 希*・中 村 満紀男**

本論文は、アメリカ合衆国の代表的な優生学専門家、P. ポピノー (Popenoe, Paul Bowman 1888-1979) が、カリフォルニア州で実施した「精神病」者と「精神薄弱」者の断種の社会的効果に関する総合的で実証的な連続研究 (1927-30) のうち、断種対象論について検討したその結果、以下の点が明らかとなった。

1. 断種は、要保護層を含むより低い社会階層に多く行われたが、慣習として考慮されていた本人または親族の同意は、実際には、同意せざるをえない状況があり、遺伝性が濃い患者では実施者の判断が優先された。ポピノーも精神薄弱者では同意を重視しなかった。
2. 断種は、優生学説を確信する医師の精神病院長または精神薄弱者施設長のイニシアティブの下、心理学・社会学の専門職が支配していた状況で実施されたが、ある場合には親族と当人も関与する、それぞれの利益を求めての共同行為であった。
3. ポピノーは、断種を従来の露骨な遺伝論的優生断種ではなく、また、特定階層を対象とはしない、重度の身体障害および病人をも含む広範な人々における任意の断種を強調し、社会適応の重要な条件と考える新しい優生断種論を提起した。彼は、結婚と家族形成、をコミュニティでの生活が成功するためで精神的・情緒的な安定条件として重視した。
4. このようなポピノーの提起する断種論に応じて、むしろ積極的に断種手術を受けてコミュニティ生活を選択した人々もいたと考えらる。それは、当時の精神薄弱観や優生思想を認識し、子弟の生活を長期的に展望した、より上位の階層の人々であった。子弟の低所得、養育にかかる経済的・教育的能力の不足がその理由であった。

キー・ワード：断種 優生学 カリフォルニア州 ポピノー 精神遅滞 コミュニティ生活

1. はじめに

本論文は、アメリカ合衆国の家族問題および生物学専門家で優生学専門家 (eugenicist)、P.

ポピノー (Popenoe, Paul Bowman 1888-1979) の断種対象論の検討を主な目的とする。彼は、アメリカ優生（学）運動、なかでも断種を拡大・確立させた人物であり、本研究は、その理論的・実際的役割を考察する研究の一部となるものである。

*筑波大学心身障害学研究科

**筑波大学心身障害学系

ポピノーは、1910 年代から 30 年代まで、アメリカ遺伝学協会 (the American Genetics Association) 誌、*Journal of Heredity* の編集者 (1913-1919 年) およびアメリカ社会衛生協会 (the American Social Hygiene Association) 事務局長 (1919-1920 年) として、アメリカ優生運動に関与していたが、1928 年以降、実業家、E. S. ゴズニー (Gosney, Ezra Seymour 1855-1942)¹⁾ が、カリフォルニア州パサディナに創設した非営利組織、人間改良財団 (the Human Betterment Foundation) の事務局長 (1926-37 年) となり、実際的データに基づく断種運動を唱導した。著作活動では、ピッツバーグ大学教授、R. H. ジョンソン (Johnson, Roswell H.) との共著になる応用優生学 (Applied Eugenics, 1918 年初版、1933 年改訂版) が高い評価を得、「この分野の標準書」 (Rothe, 488) となった。

優生（学）運動は、それ自体、帝国主義と相互に促進しあうという意味において国際性を内包していたといえるのであるが、ポピノーも、上記協会での活動で、国内のみならずヨーロッパ優生学の動向に关心を示した。また、彼の主著「応用優生学」 (邦訳)、「児童の遺伝 (The Child's Heredity)」 (独訳)、彼の断種論の集成であるゴズニーとの共著「人間改良のための断種 (Sterilization for Human Betterment)」 (邦訳と独訳) が外国語に翻訳されているように、彼の活動と主張は、もう一人の著名なアメリカの優生学専門家、H. H. ラフリン (Laughlin, Harry Hamilton 1880-1943)²⁾とともに、国際優生運動において強力な影響力を及ぼしたのである (Hodson)。

カリフォルニア州の断種開始は、ポピノーの連続研究とは直接関連がない。というのは、彼がその研究に着手する以前に、カリフォルニア州はすでに国内で最大の断種実施数を記録して国内から注目され、相対的な評価を獲得しつつあったからである (Worthington)。それゆえ、ポピノーのアメリカ優生学に対する顕著な貢献は、カリフォルニア州の断種実施の増加には求められない。しかし、つぎの諸点 (表 1 も参照)

にみられるように、彼の断種唱導は、言説のみによるのではなく、カリフォルニア州に限定されてはいたが、画期的な優生学研究に根拠をおくことで、彼の研究成果は州断種政策³⁾を、さらには国内外の断種運動を支援できたのである。この点こそ、彼の功績というべきである。

①全体で 19 の研究からなる大規模かつ集中的に実施された研究であった。

②断種対象に法定されていた精神病者と精神薄弱者を研究対象とし、病気のタイプや知能、パロール (仮退所・仮退院: parole)、断種法の運用、彼らの社会的・経済的状態、結婚および結婚生活に対する影響、断種に対する本人および親族の評価等との関連から考察された、断種に関する総合的な研究であった。

③カリフォルニア州立精神病院 6 および州立精神薄弱者施設 1 をフィールドにした実証的な研究であった。

④この連続研究は、後に「人間改良のための断種、カリフォルニア州 1909-1929 年における断種 6 千件の成果のまとめ」 (Gosney and Popenoe [1930]) として整理され、ついで 1 万件を対象にした「カリフォルニア州における優生断種の 28 年」 (Gosney and Popenoe [1938])。いずれも人間改良財団から刊行) で集大成され、内外で広く読まれた。

また、時間的な意味でも、ポピノーの連続研究は重要である。バージニア州断種法の合憲性が合衆国最高裁判所でホームズ判事 (Holmes, Oliver Wendell, Jr, 1841-1935) により最終的な決定が下されるのが 1927 年 5 月 2 日であり、ポピノーの連続研究が *Journal of Social Hygiene* に掲載され始めたのも同じ 5 月号であった。それゆえ、時間的にみれば、彼の連続研究自体がホームズ判決に影響を与えたとはいえないが、一定の手続きに基づく断種の合憲性を、理論的・実際に科学的な研究によって裏付けたという意味で、ラフリンらが主導してきた断種の広範で着実な実施というトレンドに重

要な貢献をしたと考えられる⁴⁾。

これらの連続研究を検討する最終目的は、ポピノーの断種論全体を解明することであるが、彼の研究成果がカリフォルニア州のみならず、他州および諸外国における断種の実施に重要な根拠を提供したという観点からすれば、科学的方法という装いの下で展開された彼の研究の実体を究明し、断種に対する彼の真の動機や意図を明らかにすることは、アメリカにおける断種および優生運動の本質を摘出するうえで不可欠であり、重要な意義をもつものである。カリフォルニア州の実質的な断種権限が、州立精神病院と州立精神薄弱者施設の長に与えられていたことを考えれば、これらの施設を運営した医師、支持的な資料を提供した心理学や社会学の専門家の断種に対する動機、そして専門性と科学の意味と役割を明らかにすることにもなる。

また断種が、1910年代には施設入所の代替策から、退所して社会適応する際の不可欠な条件へと転換はじめ、1920年代には局地的ながら多数の実施がみられるという点からすれば、この断種の目的の変更過程を、ポピノーにおいて検討できるであろう。さらに、同時代の優生運動における主要人物であるラフリンの人種的バイアスおよび移民制限的発想が濃厚な立場と、ポピノーの立論を比較できるであろう。

そこで本研究では、彼の連続研究の断種対象論をとりあげる。その理由は、対象論こそ、彼の断種の動機、したがって、優生運動の意図が明らかになるからであり、さらにまた、親族や本人の断種に対する同意、社会適応や家庭生活と断種の関連、そして、人種や経済的条件等についても彼は検討しているので、これまでの単純な断種論にはない周到で総合的な研究の背後に見える断種目的論が明らかになると思われるからである。

なお、本論文における用語と表記は、歴史的研究という性格上、当時の表現を援用する。

2. ポピノーのカリフォルニア州優生学連続研究の概要

彼の連続研究「カリフォルニア州における優生断種」の構成は、表1の通りである。

ポピノーの一連の研究は、研究実施時点で、カリフォルニア州が5千人という世界で最も多数の優生断種を行っていることを背景にして、断種の成果を明確に示すために、1926年初めに、州施設庁および州立精神病院と精神薄弱者施設の協力を得て、実証的なデータに基づいて行われた (Popenoe [1927-1] 257)。

表1にみるように、ポピノーの連続研究は、精神病者と精神薄弱者を主対象にして、彼らの生活形態を想定しつつ、断種および関連の諸問題について総合的に検討したものである。その結論は必ずしも一貫性と整合性が十分でない部分もあるが、対象に関連して、実施数、性別、年齢、病因・知能別、社会階層、人種、退院・退所後の処遇の展望等から要約すれば以下のようにだろう。

全体的な断種実施数では広範な増減があったが、1920年以後は着実に増加している。精神病者の断種では、1909年の最初の断種法以降（1910年施行）、1927年1月1日までで3,951人（男2,355人[59.6%]、女1,596人[40.4%]）であったが、断種対象者は遺伝性が濃い者とされており、圧倒的に新規入院の精神病患者が多く、その12人に1人が、概して入院後1年内に同意を得たうえで断種され (Popenoe [1927-1] 268)、手術後は大半が退院した。比較的長期入院の患者に断種された場合、優生よりは治療的理由によって実施された (Popenoe [1927-1] 263, 268)。

断種された精神病者の性別では3対2以上の割合で男子が多かった。性差にみられる特徴は、病気タイプ⁵⁾における男子の早発痴呆の圧倒的割合（男子は男子全体の60%を占めるが、女子は29.23%にすぎない）、躁鬱病における性差の逆転（男女それぞれ17.34%、47.59%となる）、男子における単身者の優位（男子全体の68.42%を占める。既婚者は22.46%にすぎない）、女子における既婚者の優位（64.08%、単身者は24.03%）、男子における断種後の入院継

表1 P. ポピノーのカリフォルニア州優生学研究 (1927-30)

論 題	誌 名	発表年月
狂人	JSH, 13(5)	1927年5月
精神薄弱者	JSH, 13(6)	1927年6月
断種後にパロールされた精神薄弱者の成功	JPA, 32	1927年
断種の運用上の変化	JSH, 13(8)	1927年11月
断種された狂人の経済的・社会的地位	JSH, 14(1)	1928年1月
精神異常者の結婚の割合	J of Nervous and Mental Disease, 68(1)	1928年7月
狂人の多産	JH, 19	1928年2月
精神薄弱者の月経と卵管切除術	Pedagogical Seminary and J of Genetic Psychology, 35	1928年
任意の断種	Proc of Race Betterment Congress, 3	1928年
断種に対する患者の親族の態度	JSH, 14(5)	1928年5月
断種に対する患者の態度	JSH, 14(5)	1928年5月
断種された精神薄弱者の経済的・社会的地位	J of Applied Psychology, 12	1928年
優生断種後の結婚	JPA, 33	1928年
断種を必要とする人の数	JH, 19	1928年
法律と断種	Proc of American Bar Association, 51	1928年
断種と犯罪	Proc of American Bar Association, 51	1928年
卵管切除術の性生活への影響	Eugenics, 1(2)	1928年11月
精管切除術の性生活への影響	J of Abnormal and Social Psychology,	1929年
開業精神科医患者に関する統計的研究	American J of Psychiatry, 10	1930年

JSH : Journal of Social Hygiene

JPA : Journal of Psycho-Asthenics

JH : Journal of Heredity

統者の高い割合(男子全体の 47.78%、女子では 29.38%)、退院および仮退院者における女子の優位(それぞれ 51.57% および 9.53%、男子の退院は 26.40%、仮退院は 4.26%)である。

とくに早発痴呆患者は、精管切除術が彼らの精神的・身体的状態に治療的效果をもたらすとの確信の上に実施された。州立パットン(サザン・カリフォルニア)精神病院(the State Patton Hospital: the State Southern California Hospital as original name)長、G. M. ウェブスター(Webster, G. M.) 医師は、メカニズムは未解明であるとしつつも、卵巣・精巣・甲

状腺・下垂体が精神病の発生と密接な関係があると推論して、断種がこれら臓器の変性に基づく疾病的発生予防ないし軽減に対して有効であることを示唆している(6 th BR [1932], 47)。この立場は、根拠こそ同じではないが、州立ストックトン精神病院長、F. P. クラーク(Clark, Fred P.)が、断種した男子患者は、術後、約2週間で感情が好転し、精神も改善され、心身ともに強化されるとの主張と類似している(2 nd BR [1924], 103)。

精神薄弱者では、ソノマ州立精神薄弱者施設で、1911年8月12日から1926年6月30日ま

でに 15-25 歳の 1,054 人（男 606 人 [57.5%]、女 448 人 [42.5%]）に断種が実施された。精神薄弱者のほとんどは、平均の知能指数が約 60 の仮退所中の魯鈍であり、15 歳から 25 歳の間に断崖が実施された。一般に断種が退所条件であり、断種目的で入所した者が相当多かったのも、精神薄弱者の場合の特徴である。

断種対象者の経済的・社会的状況では、要保護層が非常に多数であり、その経済的地位と階層は、州の全体人口より明らかに低い。精神病の断種者のなかで最も大きいグループは、非熟練労働者である。

精神病の既婚の断種男性は、独身の断種者より明らかに経済的地位が高い。精神病の断種女性のうち、3 分の 2 は主婦であった。

人種や国籍による差はなかった。

断種は、子孫に対する遺伝防止という必ずしも優生目的だけではなく、親元等での保護的ケアをするうえでの必要性も考慮された。

3. 断種の実態と処遇上の意味

本章では、次章における考察の上で必要な基本的事項について整理をする。

最初に、精神病者について検討する。病因や病態別では、病態が固定した慢性患者ではなく、入院後間もない患者を主対象として、入院後比較的早期に断種されたといえる。それではなぜ、入院歴の浅い患者を対象としたのであろうか、また、対象は、軽快しうる改善可能性のある患者中心であったのだろうか。

これらについては、精神病の病因および対象者の年齢との関連で分析する必要があろう。上述のように、男性では早発痴呆と躁鬱病が、女性では躁鬱病が多かった。しかし、当時の精神病分類では、身体的障害がない精神病患者の大半は、早発痴呆または躁鬱病と診断されており、病因も病態に関する記述もあいまいであった

(Grob, 191)。また、当時の精神病院では、一般に入院後の精神病患者は、入院—病態改善—コミュニティへ復帰し、生活を再開する小グループと、心身上の重度な困難をもつ患者—長

期入院=助力を要する大グループから構成されていた (Grob, 192-193)。

以上の諸点とカリフォルニア州立精神病院での断種対象の若年（断種手術時の年齢は男 33 歳、女 30 歳）を考慮に入れれば、退院可能性が高く、したがって、回復可能性が高いか、家族等の保護下でコミュニティ生活が可能で、生殖行動の盛期にある若年精神病者がこの州の断種対象になったといえるであろう。

つぎに、精神病患者の断種の男女差（3 対 2）は、断種実施初期にみられた傾向であるが、これは、手術の容易さと危険の少なさにより、男子から断種が着手されていったこと、精神病院入院者の元来の男女比を反映していることと関連があると思われる（たとえば、州立メンドシーノ精神病院の 1926 年 7 月 1 日現在の男女患者数は、それぞれ 740 人、386 人であった。4 th BR [1928] 27）。

それゆえ、精神薄弱者で男女比が逆転するのは、男子における断種効用の確立と女性への本格的適用とともに、精神薄弱者施設入所における男女比の近接、すなわち多数の女性の入所需要、したがって、コミュニティでの生活が可能な女性の退所を促進する必要性という条件があったと思われる。州立精神病院でも、断種実施数の男女における格差は、男子の割合が 1926 年の 63% から 1940 年の 55.31% に低下して、しだいに接近する。それだけに、精神病者においては、結婚率が男女とも一般人口に比して著しく低く、とくに女性の結婚の割合は 30 歳以後ほど増加しないこと (Popenoe [1928-1] 27) から、とくにその異性関係はさほど懸念する必要がなかったのに対して、精神薄弱女性の異性関係と庶出は、これまで関係者から懸念されていたことであり、施設および州はその認識に基づいて、女性を断種の主対象と考えたと思われる。

精神薄弱者に対する断種では、知能の程度はほとんどが知能指数 60 程度の魯鈍級であるとポビノーは述べているが (Popenoe [1928-1] 27)、実際にはどのような状況であったのだろう

表2 断種精神薄弱者の知能指数の分布

知能指数	男 性		女 性	
	数	割合	数	割合
39以下	15	8.24	20	4.73
40-49	30	16.49	63	14.89
50-59	44	24.18	122	28.84
60-69	61	33.51	104	24.59
70-79	23	12.63	67	15.83
80-89	6	3.30	40	9.46
90以上	3	1.65	7	1.66
	182	100.00	423	100.00

か。表2は、彼の第2論文表IVからの転載である(Popenoe [1927-2] 328. ただし、知能指数の段階は、本文の記述に基づいて一部改変)。

表2によれば、少なくともデータのそろった605ケースから判断すれば、知能指数60-69が165人(男61人、女104人)であるが、知能指数50-59では166人(男44人、女122人)であって、この2つの知能の範囲は実際にはほぼ同数である。全体の割合を男女別に見れば、男子で最大の割合は知能指数60-69の範囲で33.51%、ついで50-59が24.18%であるのに対して、女子では50-59が28.84%、ついで60-69の104人(24.59%)となっている。換言すれば、男子では、知能指数40-69の範囲での断種が多いのに対して、女子では40-79と範囲がより広く、男子に比して知能指数が40以上の低い範囲に多い。このことは、知能指数だけが断種決定の、またパロール成功の主要因ではないとしても、男女によって断種の意図が異なっていることを示しているといえる。それを、断種後の措置と関連させて検討してみる。

表3は、第2論文表Vから転載された、断種とその後の措置との関連を示したものである(Popenoe [1927-2] 330. 男女とも合計数が一致しないのは原資料に基づく)。

表3から明らかな通り、女子の方が、パロール、とくに退所の割合および実数で男子を大幅

表3 精神薄弱者の断種後の措置

	男 性		女 性	
	数	割 合	数	割 合
施設入所中	62	34.06(34.44)	119	28.13(28.54)
パロール	96	52.75(53.33)	226	53.42(54.20)
退所	17	9.34(9.44)	65	15.37(15.59)
死亡	2	1.10(1.11)	5	1.18(1.20)
国外送還	1	0.55(0.56)	0	(0)
他施設へ移動	2	1.10(1.11)	2	0.48(0.48)
合 計	180	98.90(99.99)	417	98.58(100.01)

に上回り、断種→パロール→退所という措置がより明白に現れている。すなわち、女性では施設外措置における知能指数の範囲が広く、男子に比して、より下の知能指数40以上の範囲に多い理由は、明らかにその積極的な措置方針と断種が関連づけられて考えられたからである。パロールされた精神薄弱女性は、男性の成功率(72.89%)に及ばないものの、性的問題というハンディキャップがあるにもかかわらず、行動の様子、経済的自立度、幸福度に基づく評価では、それまでの関係者の常識に反して女性の大半(65.35%)が成功と判断されたのである。

4. ポピノーの連続研究の意義

優生断種史上の1920年代は、州断種法の制定および実施に関する議論では慎重論・反対論が以前よりも強力となった時期であったが、法的には合衆国最高裁で優生断種の合憲性が確立された時期であった。また、精神病と精神薄弱の断種の根拠では、露骨な優生的理由単独から社会適応上の必要条件をも含む複合的な、したがってあいまいな実施目的へとしだいに変化する時期であった。それゆえ、断種目的の変更は、必ずしも整合性ある同一の根拠に基づいてはおらず、むしろ根本的な部分で矛盾があった。断種支持者の見解は統一を欠いていたし、科学的根拠も十分とはいえないかった。それにもかかわらず、法定を可能にするような社会的支持を得て断種が実施されるには、それなりの理由があったはずである。

そこでまず最初に、ポピノーが提示する断種対象者の条件について総合的に検討する。対象の社会的・経済的条件であるが、論文中での記述は必ずしも明確ではない。一方で、それほど低い階層ではないとの主張が部分的に示唆されてはいるが (Popenoe [1928-7] 305-306, 315)、精神病者でも精神薄弱者でも、社会的・経済的水準では大半が低い家族出身から主に構成されていたのであり (A. S. [1937 a] 65)、1938年刊行の「優生断種の28年」でも、断種を受けた精神薄弱者は、経済的には未熟練労働者が多数であり、放浪者・要保護者・失業者もいるとの類似の結論が提示され、他州の研究でも類似の結論に達していることが明瞭に指摘された (A. S. [1937 b] 86)。現代の研究は、断種が階級的な社会的処置であったことを指摘しているが (トレント, 90-91; Ludmerer, 93)、それを待つまでもなく、入所者は「圧倒的に低い社会的・経済的階層出身の住民」であった (A. S. [1937 b] 86)。また、実際の実施だけでなく、カリフォルニア州の1913年断種法自体が私費患者を除外していることからも、断種法の階級性は明白である (ポピノーは、社会・経済的理由による断種、すなわち公的救済や社会的不適を理由とする断種は、望ましいものではないとして否認している)。

このような状況の中で、断種への同意が問題になる。ポピノーに限らず、多くの断種唱導者は、断種対象者本人または後見人や家族の同意を得ることが望ましく、実際に同意を得ているとの立場をとっていたが、これは、既述のようにポピノーの連続研究でも追従されている。しかしながら、実際にはこの方針は、必ずしも忠実に遵守されなかったのである。第一に、カリフォルニア州では、州立精神病院または州立精神薄弱者施設の退院・退所条件として断種が法定されていたのであるから、親や当人の退所希望が強ければ強いほど、私費患者以外は、断種に同意せざるを得なかつた。

第二に、仮に書面による同意があつても、十分な説明の上に理解を得ていたのかどうか疑問

がある。ポピノーは、第11研究のなかで、断種を受けた元精神病院入院者に対して、断種の結果に関する満足度を照会しているが⁶⁾、送付した821通のうち173通のみが、何らかの所見を明記して回答してきた。そのなかで、断種の結果に満足が132(男33、女99)であったのに対して、無関心が22(男女各11)、不満が19(男7、女12)通もあったのである。不満の理由は、「断種が任意ではなく強制であった」とことと照会によって断種の事実を初めて知ったためであった。もっともポピノーは、[断種(の効果)を]認めなかった元入院者は、断種の否認に対して合理的ないしは説得力ある理由を何も示さなかったとして、断種の正当性を強弁している。また、別の箇所では、回復して退院した者は4分の1もいない、すなわち現在も精神病である〔可能性が高い〕として、彼らの主張の妥当性を間接的に否定している (Popenoe [1928-11] 280, 281)。

このようなポピノーの同意に関する恣意性の本質を暴露しているのは、精神薄弱者の同意の場合であろう。彼は、1929年、連続研究の後に、その成果を歴史ある医学誌、New England Journal of Medicineに「カリフォルニア州における優生断種」として発表した。そのなかで彼は、精神薄弱者の断種に関する所見を調査しなかった理由を、「彼らの証言は価値がない」ためとした (Popenoe [1929-2] 881)。もしポピノーのいう通りなら、彼ら本人または親族(家系説からすれば、彼らも精神薄弱である可能性が高い)から書面による同意を得ようとすることは、まさに「合理的」でないし、「説得力」もないはずであった。

第三に、断種に積極的な院長や施設長あるいは断種支持者は、断種反対論者や世論への対策として、同意それも書面による承諾を得ていることを主張した。たしかに、州立ストックトン精神病院長クラークは、本人または後見人の断種に対する同意について、可能な限り、親族から同意を得ることは慣習であるとした。しかし、2世代にわたり、両親ともに狂気であるような

家族歴が悪いケースでは、同意を要求していない法規定にしたがって、監督庁の承認が得られれば、親族の同意がなくとも断種を実施すること (2nd BR [1924], 101) もまた、慣習であったといってよい。

州立ストックトン精神病院は、州立サザン・カリフォルニア病院とともに、精神病者に対する 1918 年 6 月 30 日までの州内断種累積件数の 86.93% (それぞれ 40.71% と 46.22%)、1926 年 6 月 30 日までの同件数の 78.08% (それぞれ 38.69% と 39.39%) を実施していた (8th BR [1918], 64; 3rd BR [1926], 101)。クラーク院長のこの方針に対して、当時の監督庁の一つである州慈善委員会は、同院長の「(入院患者のうち) 45-50 歳以下の全患者を断種する」との姿勢を引用した上で、同病院では「生殖可能な年齢の患者は、断種せずには一人も退院していない」とし、また、最多の断種数を誇った州立サザン・カリフォルニア病院ライリイ院長については、「社会を保護する必要性にまったく敏感である」と高く評価したのである (8th BR [1918], 63)。

こうして、断種法の運用手続きにおける医師 (院長・施設長) の判断の優位が厳然として存在し、しかも彼らの多くが優生学的バイアスをもっていたのであるが、それだけではなく、断種を実施し、可能な者はコミュニティに戻す方針を積極的に実行する人的ネットワークが形成されていたのである。州当局、精神病院・精神薄弱者施設の精神科医師や心理学専門家、州や郡の利益 (すなわち施設入所に伴う経費負担の回避) を代表するソーシャル・ワーカー (Popenoe [1928-5])、ある場合には親族と当人が、長期の入院または入所自体を回避することで、断種政策への積極的な支持、州または郡の僕約や親・当人の退所願望およびそれへの同情等、次元や意図・内容を異にしながらも、それぞれの利益を求めての共同行為として、断種が実施されたのである。しかも、断種実施の前提となる遺伝に関する資料と遺伝性か否かの判断は、専門家が支配していた。

以上のように、断種を受容せざるをえない現実的基盤があったことは明白である。それでは、断種を積極的・肯定的に受容した人々はほとんどいなかつたのであろうか。カリフォルニア州における断種実施数の増加の理由を、州政策の強化と院長・施設長等の担い手の存在のみに還元することはあまりに単純すぎるし、全国的にみれば州が入れ替わりながら断種実施が継続されていく (中村 [1996] 70-71) という事態の意味を、正確に把握できないであろう。同一の州で継続的に断種法に基づく手術が行われなかつたのは、それに対する社会的な抵抗があつたからであるが、一時的にせよ断種を任意で受け入れる需要もあつたはずである。それは、私的な断種の氷山の一端であろう。この疑問に対する一つの手がかりは、入院 (入所) 者の階層の拡大である。

カリフォルニア州立精神病院には私費患者がいたが、彼らには戻るべき確固たる自宅と家族の存在があり、それゆえにコミュニティ生活の可能性が高かった。また、開業精神科医の患者も多数存在し、入院患者よりも年齢が若かつたから、結婚の可能性も相対的に高かつた (Popenoe [1930])。精神薄弱者の場合も、1920 年代後半以降、州立ソノマ施設では私費生が増加する⁷⁾ (中村・米田, 94 註 9)。それゆえ、私費患者 (私費生) の需要者であり、当時の精神薄弱や優生学の専門家の情報により通じ、彼らの言説による影響をより受けやすい環境にいたと思われる中産層のなかに、権利意識と社会的理念、そして、精神病または精神薄弱の子弟や家族の生活展望を総合的に斟酌して、断種をベターな選択肢とする人々がいたことは、十分にありうると思われる。断種の実施自体は、州法に基づいてではなく私的に行われたとしても。また逆に、権利と自由を優先し、断種を拒絶して退所 (退院) した中産層も当然いたであろう。

もう一つの手がかりは、コミュニティでの自活を成立させる最も重要な条件である所得の実態である。親等の親族は、長期の施設入所あるいはパロールー退所—コミュニティ生活 (親と

表4 就労精神薄弱者の賃金例 (1914-1922頃)

時期	賃金額(週・ドル)	職種例	州
c1914	寄宿費のみ~10	店手伝い、労働者、使い走り、農業手伝い、セールスマン、合衆国陸軍、雑用	ニューヨーク
c1918	2.50(冬)~40(夏)	農業手伝い	ニューヨーク
c1918	25~30	ポートのレンタル	ニューヨーク
c1918	4~10	洗濯物や八百屋の配達	ニューヨーク
c1918	10.50(平均7)		ニューヨーク
c1921	10.50~23	コルセット等の工場	コネチカット
c1921	20~23	靴製作	コネチカット
c1921	8~34	牛乳配達・行商、freight truck・トラック・屋根職人の助手、製造工場、海軍、室内装飾見習い、レストランの助手、農業	コネチカット
c1922	2.30~15	チョコレートの dipper、洋服仕立ての助手	マサチューセッツ
c1922	4~7, 18.90	家事、製紙工場	マサチューセッツ
c1922	7~40	トラック運転手、農業、工場、ホテルのレストラン、労働者、使い走り、鉄道、ペンキ塗り	マサチューセッツ

出典 ニューヨーク: Rossy; コネチカット: Bigelow; マサチューセッツ: Mathews (1921, 1922-23)

の同居または自立。私費生の場合は断種の有無)という生活形態の選択に際して、農業を含む自営業以外に従事していた人々は、子弟の成人後、自分たちの高齢化や死後といった長期的な展望の下に、何らかの就労の場を考える必要があった(その懸念があるために、必要が生じた場合の施設復帰ができるように、正式な退所ではなく、期限を付けずにパロールの継続を要求する親がいた。Popenoe [1927-2] 329)。

ポピノーがすでに明らかにしたように、断種の主対象は、その主たる労働力需要が未熟練段階にある人々であった。すなわち、断種を受けた人々は、ほとんどが低所得という経済的条件に縛られることになっていた。ポピノーの連続研究では、断種して退所—コミュニティ生活をしている人々の所得額が言及されていないので、州立ソノマ精神薄弱者施設の年次報告から若干の数値を参照すると、州立ソノマ施設の仮退所者の所得は1910年代末の時点で、寄宿付きで週当たり15~30ドルであった(中村・米田、91)。

他の地域や施設の精神薄弱者はどれ位の賃金を得ていたのであろうか。表4は、ほぼ同時期の東海岸諸州における精神薄弱者の賃金額と就労職種または勤務業種を例示したものである。これによると、所得の個人差および就労職種における熟練度の必要性の格差がかなりあること、高い賃金を得ている者は何らかの技術を要する業種に就労していることが分かるが、週当たり20ドル以上は精神薄弱者にしては高収入であったと推測される⁸⁾。この推測は、表5に示した当時の全国の平均賃金を見ると、低熟練常雇用者で週当たり約26ドル、体力を要する職種で20ドル台の後半から30ドル台の半ば、製造業の賃金労働者で26ドル台から約30ドルであったから、ほぼ妥当であることが分かる。太平洋岸地域に多かったと思われる農業関連の就労職種の所得⁹⁾は、宿舎付きであったにせよ他の職種より遙かに低く、低熟練常雇用者よりもかなり低かったのである。

こうして、多くみられたた夫婦とも精神薄弱

表5 週当たり平均賃金額 (1920)

製造業		れき青炭坑業	鉄道常雇用者	建設業	郵便事業	低熟練常雇用者	農業労働者
組合	賃金						(宿舎付き)
\$40.40	30.01	37.79	34.14	46.08	35.47	25.98	16.33
	26.02	25.84					

第1欄はD765-778およびD705-714(農業労働者、1919年)、第2欄はD802-810およびD811-817(1919年の労働統計局)

第1欄の数値は、小数第3位を四捨五入し、農業労働者は太平洋岸地域の数値で、週当たり賃金に変換してある

出典は、いずれも「アメリカ合衆国歴史統計」1,163,168,170.

者の世帯では、2人分の所得が多くても30ドル程度であったと仮に推測するならば、彼らの世帯が他者から援助を受けることなく経済的に成立すること自体、かなり微妙であったであろう。まして、この世帯に新しい家族=子どもが加われば、ことに妻が妊娠・出産・育児に関わる場合には、出費は増加する一方で収入は1人分に減少するから、この家族は経済的には成立しなくなる。すなわち困窮し、公的救済を受けるか、家計が非常に困難になるのは明白であった。また、不(未)熟練労働の社会的需要は非常に多かったけれども、それに対する市場的特質は、賃金の安さと豊富な代替労働力の存在にあったから、就労の機会の確保と生活水準を改善するための昇給は両立し難かった¹⁰⁾。

ところで、ポピノーは断種を社会適応の重要な条件としていたと考えられる。このことは、彼の後の経歴でも例証される。彼は、人間改良財団事務局長の傍ら、1930年2月以降、アメリカ家族関係研究所(the American Institute of Family Relations)を開設し、遺伝問題を含む結婚相談をはじめ家族問題の相談や、著作活動・月刊誌「家族生活(Family Life)」出版や講演等による社会教育に従事し、社会の発展とその基本単位としての家庭の維持および家族の調整に尽力したのである(Rothe, 487)。彼が、コミュニティでの生活において、家族の形成を重視していたのも(たとえ子どもがいなくても)、それが社会適応の重要な条件として認識し

ていたからであった。彼は明らかに、単身生活ではなく結婚=家族の形成を精神薄弱者に期待していたのである¹¹⁾。それは、精神薄弱の女性に「永続的な安定」(Popenoe [1927-3] 103)を与えるからであり、断種はそのための不可欠な条件と考えたのである。精神病の、ことに女性では単身者が多かったのであるが、その場合でも、断種により妊娠・出産・育児に対する恐怖が除かれることで、精神的な安定が獲得されると考えたのであった(Popenoe [1928-1] 20)。

病院退院者・施設退所者のコミュニティ生活を支援する資源は極めて乏しかったことも、断種を促進する一つの要因になったと思われる。彼らのコミュニティ生活を支援するために、ソーシャル・ワーカーあるいは指導監督担当者が州や病院・施設に配置されていたが、少数である上に、その仕事の内容はコミュニティ生活の支援だけではなかったから、コミュニティ生活は、当事者個人や家族の努力と責任にほとんど委ねられていたのである。

それでは、以上のポピノーのような断種論は優生断種を意図していないのであろうか。精神病者や精神薄弱者の家庭では、低所得、養育能力の欠如、養育環境の劣悪のなかで仮に児童が成長する場合、彼らの発達には不適な環境であり、またその子孫たちも、親・祖父母と類似あるいはそれよりさらに悪化した経歴をたどることが予想される。したがって、彼らの子孫の存在は、アメリカ国民の資質形成に優生上大き

なマイナスとなる、というのがポピノーの優生断種論であったのである。これこそ、ポピノーが科学的データによって立証した新しい断種論であった。ポピノーは、初期優生運動における断種論のように、特定の階層や集団に対する特殊な断種ではなく、施設外で生活する者も対象に含めて断種の範囲を拡大し、かつ断種の懲罰性を含むステigmaをより希薄化した、いわば断種の大衆化を目指したのである。

こうして、ポピノーが構想した断種プログラムの対象論は大きな特徴をもつことになった。その第一は任意による断種の拡大であり、第二は、広義の精神欠陥者である精神病者と精神薄弱者のみならず、数では彼らよりもずっと多数の身体障害者（盲人・聾者・肢体不自由者）と病人（心臓、腎臓あるいは血管、また、結核、癌の患者）からなる重大で不可避的な身体欠陥または傾向をもつ人々であった（Popenoe [1928-9]）。任意による断種の範囲は、重度の身体障害者および病人も想定されているが、精神欠陥者のうち、入院・入所患者の大部分を占めた要保護層のみならず、開業精神科医の患者、すなわち中産層以上の精神欠陥者も有力な候補者とみなされていた。第三に、州断種法で規定されている犯罪者に対する適用には、断種が犯罪抑止にはならないとして、賛成しなかった。

ポピノーの断種論では、優生断種の意味が、単純で固定的な優生断種から重層的なそれに変化しているように思われる。彼は、要保護層においては遺伝論の継承に基づくアメリカ社会改良のための優生断種という要素を堅持しているが、他方では、精神薄弱者の低所得という制約に加えて、彼らの養育能力の欠如をカバーし、家庭経営を成立・維持するための条件として断種を指定していることも、彼の断種論における重要な特徴なのである。むしろ、後者の社会適応の重要な条件としての断種こそ、彼が優先した独自性ある要素であり、それが、階層や人種によって異なる意味を生じさせたと考えるべきである¹²⁾。このような優生断種における重点の置き方は、おそらくゴズニーと一致しない点で

あった。ポピノーの研究の資金提供者で、それゆえ一部の著作で彼と名を連ねたゴズニーは、優生家に多くみられた科学的訓練を受けていない素人の、初期の優生運動でしばしば高唱されたような露骨な遺伝論者・人種差別主義者であり、障害等の退化と社会発展を単純に関連づけた（Gosney, introduction. Gosney and Popeno[1930] v-viii）。これらの点でも、ゴズニーはラフリンの立場に近かったのである。

ところで、適応条件としての断種には副産物があった。工業制生産の進行による就労機会の拡大は、安価な労働力の利用という雇用者の動機により、精神薄弱者に就労の機会を提供したのであるが、精神薄弱者として一般事業所で働くことができるという日常的な姿が、これまで確立していた精神薄弱者の能力欠如観を根本的に変更させたことは重要な事実であった。知能指数が明示する精神薄弱＝無能・危険＝人格的に劣等＝社会的に無用ないし脅威というような、アメリカの精神薄弱者施設や特殊学級、少年裁判所等を席巻していた精神薄弱観が、施設（仮）退所者の就労、とくに工場などへの就労によって、まったく誤りであることが判明した。また、知能指数と仕事の達成との相関は必ずしもみられない事態に直面することで、その科学的根拠であった知能指数に対する全面的な信頼性が揺らいだのである。ただし、知能検査自体への信頼喪失ではなく、科学的な他の新しい指標の追加的必要性という認識に結果することにはなったが。しかし、少なくとも精神薄弱であっても社会に脅威ではなく、善良な市民として通常のコミュニティで生活可能な者が存在することが、社会的な事実として成立したのである。これは、歴史的にみれば、19世紀第4四半期以前の精神薄弱観の再確認であった。しかし、1920年代末におけるこの再確認が新しい精神薄弱観形成にどの範囲と程度で影響力をもったのかは別問題である。これは、その理由の究明とともに、別の研究課題となる。

5. 結 語

ポピノーの連続研究のうち、対象論とその意義を中心に検討した。連続研究における他の諸問題や断種の大衆化における最終的な目的の究明と、彼の研究全体を分析し、その断種論全体に対する総括となるゴズニーとの共著の検討およびラフリンの断種論との比較検討は今後の課題である。

本研究は、平成11年度文部省科学研究補助金による成果の一部である。

註

- 1) ゴズニーは、ケンタッキー州の開拓者の子弟から富裕な実業家・弁護士となったアメリカン・ドリームの体現者であり、20世紀初頭に優生運動や教育に大きな関心をもつて至る。1928年以降、人間改良財團を運営した。1930年と38年に、ポピノーとの共著で同州における断種の成果に関する研究を刊行した（文献欄参照）。
- 2) ラフリンとポピノーは、中西部出身ではほぼ同世代であり、アメリカ優生学の指導者との交流を得て優生学に関心をもった経緯（ラフリンとアメリカ優生学を確立したC. B. ダベンポート [Davenport, Charles Benedict 1866-1944]、ポピノーと優生運動の有力な支持者、D. S. ジョーダン [Jordan, David Starr 1851-1931]）や活動の盛期においても、国内外での活動歴ないし影響力においても共通点が多い。優生断種の普及が主たる関心的であったことが2人の最大の共有点である。前者は全国的また連邦という場で、後者はカリフォルニア州で活動していたが、彼らは遺伝論や移民問題等、表面的には所論が異なるようにみえるものの、優生学による社会改良という根本においては協働していたように思われる。ラフリンについては、別の機会に詳細に検討する。
- 3) カリフォルニア州断種法規定によれば、州立精神病院の精神病者、州立施設の精神薄弱者または州立刑務所囚人について、州立精神病院長、精神薄弱者施設長または州立刑

務所のレジデント医師が、断種により有益になり、当人の身体的・精神的・道徳的利益になると考えた場合は、それぞれの事案について州立病院総長および州保健委員会と協議し、検査をした上で、管理者またはレジデント医師と州幹部の3人のうち2人以上が断種が当人に有益であると判断すれば実施可能であった。実際には、州立刑務所の性犯罪者または他の累犯者は、断種の主対象にはならなかった。

- 4) 全国レベルで連続研究に賛意を示す者がいた。たとえば、ニューヨーク市の婦人科医師でアメリカ医学会（the American Medical Association: AMA）母性保健委員会幹事であったR. L. ディッキンソン（Dickinson, Robert L.）は、1928年2月、ゴズニーの招待でカリフォルニア州の断種事情を調査し（Gosney and Popenoe [1930] 147; Dickinson, 373），その結果を同年6月14日、ミネアポリスで開催された第79回AMA産科学・婦人科学・腹部外科学部会で発表した。その一部が、AMAの機関誌、JAMA誌に1929年に掲載された論文である。なお、当日同部会は、彼の発議で「産科学・婦人科学・腹部外科学部会は、内科学・外科学・予防医学の観点から、アメリカ医学会が断種に関する公平で完全な調査研究を組織し、あるいは参加するよう勧告すること」を決議した。彼は、断種の重要な社会的意義を認め、同じ頃、同地で開催された国際ロータリー会議でも発表する予定であった。彼の真意は、断種（運動）を医師のイニシアティブの下におくことになつた。もっとも、このような立場は、彼の発表の討議における他の医師の類似した見解（Dickinson, 373, 378, 379）にみられるように、例外的なものではない。断種運動における精神薄弱関連およびその他の医師の役割意識とその意味については、別に検討する。
- 5) 1922年の全国の州立精神病院における新規入院患者のうち、早発痴呆または躁鬱病が40.7%を占めており、病名が明記されているものでこれに次ぐのは、耄碌の10.4%，梅毒性進行麻痺の10.1%である。Grob,

192.

- 6) 質問内容は、断種前と比べた現在の健康状態、断種による身体的・精神的利益、手術後の性生活上の変化に関する照会であった (Popenoe [1928-11] 281).
- 7) 私費生の増加（おそらく私費患者も）は、好調なアメリカ経済を背景として、一般的な現象であったと思われる。ペンシルベニア州立パーク施設年次報告によれば、同施設でも1910年代以降、私費生の増加が定着する。1907年度の私費生数を100とするとき、10年後の1917年度には152となり、1927年度には170となる。
- 8) 高い賃金を得ていた者が、精神薄弱であったのかどうか、という判断がより困難な問題がある。つまり、何らかの行動上の問題で精神薄弱者施設に入所した者が精神薄弱とされたのであり、現代からみれば、別の鑑別診断を下された者であったかもしれない。
- 9) 太平洋岸地域諸州における宿舎付き農業労働者の所得はつねに全国で最高水準であり、表5に示された東海岸諸州と対照させてみると、1919年時点ではニューイングランド諸州の1.41倍、中央大西洋岸地域諸州の1.59倍であった。アメリカ合衆国歴史統計、1, 163 (D705-714)。
- 10) たとえば、コネチカット州で若い精神薄弱女性を雇用していた靴工場は、彼女たちの仕事に満足してわけではなく、労働力不足のため「我慢」していたのである。Bigelow, 304.
- 11) ポピノーは、1940年代後半、「アメリカにおける結婚に関する見解の第一人者」とされ、彼の研究所は「結婚問題が分類され、研究され、解決される人間の研究室」と評された (Rothe, 488)。
- 12) ポピノーの断種論は、社会一経済的地位がより下位にある要保護層や新移民・ヒスパニック系移民では、断種の強制的意味がより強化されることになったであろうという意味では、背景的差異を軽視して、アメリカ社会の主流が設定する一般的意義を推進しようとする近代主義的な導入方法であったと解することもできる。今後の課題とし

たい。

文 献

- abbreviations EN : Eugenical News ; ER : Eugenics Review ; JH : Journal of Heredity ; JPA : Journal of Psycho-Asthenics ; JSH : Journal of Social Hygiene ; MH : Mental Hygiene.
- アメリカ合衆国商務省編、斎藤真・鳥居泰彦監訳 (1986) アメリカ合衆国歴史統計、1. 原書房。
- A. S. (1937a) Gosney : Twenty-eight Years of Sterilization in California. EN, 22, 65.
- A. S. (1937b) Gosney : Twenty-eight Years of Sterilization in California. EN, 22, 86-87.
- Bigelow, E. B. (1921) Experiment to Determine the Possibilities of Subnormal Girls in Factory Work. MH, 5, 302-320.
- Department of Institutions of the State of California for the Two Years Ending June 30, Biennial Report, 1st (1922)-8th (1936).
- Dickinson, R. L. (1929) Sterilization without Unsexing. I. Surgical Review, with Especial Reference to 5,820 Operations on Insane and Feeble-minded in California. Journal of American Medical Association, 92, 373-379.
- Gosney, E. S. and Popenoe, P. (1930) Sterilization for Human Betterment, A Summary of Results of 6,000 Operations in California, 1909-1929. Macmillan Co. 安部礎雄訳 (1930) 不妊結婚と人間改造。春陽堂。
- Deutsch Von Konrad Burchardi (1930) Sterilisierung zum Zwecke der Aufbesserung des Menschengeschlechts. A. Marcus & E. Weber.
- Gosney, E. S. and Popenoe, P. (1938) Twenty-eight Years of Sterilization in California. 1st edition and 2nd edition (1939); A Publication of the Human Betterment Foundation. 3rd edition (1946) Birthright, Inc. Publication No. 25.
- Grob, G. N. (1983) Mental Illness and American Society, 1875-1940. Princeton University Press.

- Hodson, C. B. S. (1929) Sterilization in Practice, First-hand Impressions of American Methods and Experience. ER, 21, 35-40.
- Ludmerer, K. M. (1972) Genetics and American Society, A Historical Appraisal. Johns Hopkins University Press.
- Mathews, M. A. (1921) One Hundred Institutionally Trained Male Defectives in the Community under Supervision. JPA, 26, 60-70; MH, 6 (1922), 332-342.
- Mathews, M. A. (1922-23) Parole of the Feeble-Minded. JPA, 28, 51-58.
- 中村満紀男(1996)20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(2). 心身障害学研究, 20, 67-82.
- 中村満紀男・米田宏樹(1999)1910年代までのアメリカにおける精神薄弱者の断種とコミュニティ生活への復帰—コミュニティ生活の再生過程とその背景(2)—. 心身障害学研究, 23, 81-96.
- Popenoe, P. and Johnson, R. H. (1918) Applied Eugenics. Macmillan Co. 応用優生学(1922), 大日本文明協会. 原澄次訳(1929), 応用優生学, 萬里閣書房.
- Popenoe, P. (1927-1) Eugenic Sterilization in California, I. The Insane. JSH, 13, 257-268.
- Popenoe, P. (1927-2) Eugenic Sterilization in California, II. The Feebleminded. JSH, 13, 321-330.
- Popenoe, P. (1927-3) Success on Parole after Sterilization. JPA, 32, 86-103.
- Popenoe, P. (1927-4) Eugenic Sterilization in California, IV. Changes in Administration. JSH, 13, 468-477.
- Popenoe, P. (1927-5) Eugenic Sterilization in California, V. Economic and Social Status of the Sterilized Insane. JSH, 14, 23-32.
- Popenoe, P. (1928-1) Eugenic Sterilization in California, VI. Marriages Rates of the Psychotic. Journal of Nervous and Mental Disease, 68, 17-27.
- Popenoe, P. (1928-2) Eugenic Sterilization in California, VII. Fecundity of the Insane. JH, 19, 73-82.
- Popenoe, P. (1928-3) Eugenic Sterilization in California, VIII. Menstruation and Salpingectomy among the Feeble-minded. Pedagogical Seminary and Journal of Genetic Psychology, 35, 303-311.
- Popenoe, P. (1928-4) Voluntary Sterilization. Proceedings of the 3rd Race Betterment Congress, Battle Creek, Michigan, 1928.
- Popenoe, P. (1928-5) Eugenic Sterilization in California, X. Attitudes of the Patient's Relatives Toward the Operation. JSH, 14, 271-280.
- Popenoe, P. (1928-6) Eugenic Sterilization in California, XI. Attitudes of the Patients Toward the Operation. JSH, 14, 280-285.
- Popenoe, P. (1928-7) Eugenic Sterilization in California, XII. Social and Economic Status of the Sterilized Feeble-minded. J of Applied Psychology, 12, 304-316.
- Peponoe, P. (1928-8) Marriage after Eugenic Sterilization. JPA, 33, 62-76.
- Popenoe, P. (1928-9) Eugenic Sterilization in California, XIV. The Number of Persons Needing Sterilization. JH, 19, 405-411.
- Popenoe, P. (1928-10) The Law and Human Sterilization. Proceedings of the 51st Annual Meeting of American Bar Association.
- Popenoe, P. (1928-11) Sterilization and Criminality. Proceedings of the 51st Annual Meeting of American Bar Association. 575-581.
- Popenoe, P. (1928-12) Effect of Salpingectomy on the Sexual Life. Eugenics, 1, 9-23.
- Popenoe, P. (1929-1) Effect of Vasectomy on the Sexual Life. J of Abnormal and Social Psychology.
- Popenoe, P. (1929-2) Eugenic Sterilization in California. New England J of Medicine, 201, 880-882.
- Popenoe, P. (1929-3) The Child's Heredity. Williams & Wilkins Co.
- Popenoe, P. (1930) Eugenic Sterilization in California, 19. A Statistical Study of the Patients of a Psychiatrist in Private Practice. American J of Psychiatry, 10, 117-133.
- Rossy, C. S. (1918) Feeble-mindedness and Indus-

- trial Relations. MH, 2, 34-52.
- Rothe, A. (ed) (1947) Current Biography, Who's News and Why. 1946. H. W. Wilson Co., 487-488.
- State Board of Charities and Corrections of the California from July 1, June 30, 1916 to June, 30, 1918. 8th Biennial Report.
- State Commission in Lunacy [of California] for the Two Years Ending June 30, 4th (1904)
- 12th (1920), Biennial Report.
- Worthington, G. E. (1925) Compulsory Sterilization Laws. JSH, 11, 257-271.
- Trent, J. W. Jr. (1994) Inventing the Feeble Mind : A History of Mental Retardation in the United States. University of California Press. 清水貞夫他訳(1997)「精神薄弱」の誕生と変貌. 学苑社.

The Mentally Ill and the “Feeble-Minded”
In P. Popenoe’s Eugenic Sterilization Program in California :
A Series of His Papers from 1927 to 1930

Joo Hee CHO and Makio NAKAMURA

The purpose of this paper was to analyze a series of papers on effective use of sterilization for social adaptation of people with mental ill and “feeble-mindedness” by P. Popenoe, an typical eugenicsist in the United States, especially in his selection of subjects in the Californian sterilization program.

The following results were clarified.

1. Subjects of Sterilization in California were lower class including paupers.

Their consent was not necessary in the procedure of the state law. State officials and superintendents of the hospital for the mentally ill and the “feeble-minded”, the advocates of American eugenics movement had emphasized to be their custom to get consent from subjects and/or their friends. As the state law provided the discharged patients to be enforced sterilization except private patients, people with stronger desire to live in the normal community were compelled to consent to be sterilized, especially in the cases the superintendents diagnosed as hereditary.

Popenoe did not pay respect to consent of the “feeble-minded” to be sterilized.

2. More patients were sterilized under direction of the superintendents assisted by profession such as psychology and sociology, in cooperation with some relatives of “mental defectives” in expectation of their own benefits.

3. Popenoe’s program of sterilization targeted not social ly socially unfit people with bad heredity in the lower class but a wider range of people with serious physical defect and disease including private patients. His new object of the program was readily and steadily to promote the patient’s social adaptation in the world through marriage and childless family.

4. Popenoe’s program seemed to be supported positively by some middle class parents of the patients. They had social position effected by a view of “feeble-mindedness” and eugenics in those days and foresaw poor conditions of life of their “boys and girls” after their death or aging. Their children got fewer wages and had incompetence to raise their posterity.

Key Words: sterilization, eugenics, California, Paul Popenoe, mental retardation, community care